

公印省略

5 薬 第 9 7 8 号  
令和 5 年 9 月 4 日

公益社団法人福岡県薬剤師会会長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長  
( 薬 事 係 )

第 1 0 9 回薬剤師国家試験の施行について

標記について、厚生労働省医薬・生活衛生局長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

薬生発0831第1号  
令和5年8月31日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

第109回薬剤師国家試験の施行について

標記について、令和5年8月31日付で別添のとおり官報に掲載しましたので、通知いたします。

なお、試験会場につきましては、後日通知いたします。

**第 109 回薬剤師国家試験の施行**

薬剤師法（昭和35年法律第146号）第12条の規定に基づき、第109回薬剤師国家試験を次のとおり施行する。

令和5年8月31日

厚生労働大臣 加藤 勝信

- 1 試験期日 令和6年2月17日（土曜日）及び同月18日（日曜日）
- 2 試験地 北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、徳島県及び福岡県
- 3 試験科目

**必須問題試験**

物理・化学・生物  
衛生  
薬理  
薬剤  
病態・薬物治療  
法規・制度・倫理  
実務

**一般問題試験****薬学理論問題試験**

物理・化学・生物  
衛生  
薬理  
薬剤  
病態・薬物治療  
法規・制度・倫理

**薬学実践問題試験**

物理・化学・生物  
衛生  
薬理

薬剤  
病態・薬物治療  
法規・制度・倫理  
実務

**4 受験資格 次のいずれかに該当する者**

- (1) 薬剤師法第15条第1号の規定に基づく受験資格 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、薬学の正規の課程（学校教育法第87条第2項に規定するものに限る。）（以下「6年制薬学課程」という。）を修めて卒業した者（令和6年3月14日（木曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 薬剤師法第15条第2号の規定に基づく受験資格 外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者で、平成24年4月1日以降に、厚生労働大臣が(1)に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者
- (3) 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号。以下「改正法」という。）附則第2条及び第3条の規定に基づく受験資格  
ア 改正法の施行日（平成18年4月1日。以下「施行日」という。）において、改正法による改正前の薬剤師法（以下「旧薬剤師法」という。）第15条第1号に該当する者

イ 施行日において、旧薬剤師法第15条第2号に該当する者

ウ 施行日前に学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）に在学し、施行日以後に旧薬剤師法第15条第1号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において、薬学の正規の課程（学校教育法第87条第2項に規定するものを除く。）（以下「4年制薬学課程」という。）を修めて卒業した者を除く。）

エ 平成18年度から平成29年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、4年制薬学課程を修めて卒業し、かつ、学校教育法に基づく大学院（以下「大学院」という。）において薬学の修士又は博士の課程を修了した者であって、厚生労働大臣が、薬剤師法の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令（平成16年厚生労働省令第173号）第1条の規定に基づき、改正法による改正後の薬剤師法（以下「新薬剤師法」という。）第15条第1号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者

## 5 受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア すべての受験者が提出する書類等

(ア) 受験願書 薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）様式第7により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者は、住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

(イ) 写真 出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルの上半身像のもので、裏面に氏名を記載し、厚生労働省又は薬剤師国家試験運営本部事務所若しくは薬剤師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記載して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している大学又は薬剤師国家試験運営本部事務所若しくは薬剤師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

(ウ) 返信用封筒（受験票送付用） 縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、574円の郵便切手を貼り付け、書留の表示をしたもの。

イ 4の(1)及び(3)ア、ウに該当する者が提出する書類 卒業証明書又は卒業見込証明書  
 なお、卒業見込証明書を提出した者にあつては、令和6年3月14日（木曜日）午後2時まで（郵送により提出する場合には必着）に卒業証明書を提出すること。提出のない場合は、当該受験は無効とする。

ウ 4の(2)及び(3)イに該当する者が提出する書類 薬剤師国家試験受験資格認定通知書の写し（薬剤師国家試験運営本部事務所又は薬剤師国家試験運営臨時事務所に当該認定通知書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

エ 4の(3)エに該当する者が提出する書類

(ア) 事前に受験資格認定されている場合 薬剤師法の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づく厚生労働大臣の認定について（平成17年12月26日付け薬食発第1226003号厚生労働省医薬食品局長通知）（以下「局長通知」という。）に基づく薬剤師国家試験受験資格認定通知書の写し（薬剤師国家試験運営本部事務所又は薬剤師国家試験運営臨時事務所に当該認定通知書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）及び履歴書（学歴、職歴を記載し、写真を貼り付けたもの）

(イ) 薬剤師国家試験受験申請と受験資格認定申請を併せて行う場合 認定申請は、局長通知別添様式に定める認定申請書により行うこととし、認定申請書に添付すべき書類は、以下のとおりとする。

- ① 平成18年度から平成29年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、4年制薬学課程を修めて卒業したことを証する書類
- ② 大学院において薬学の修士又は博士の課程を修了したことを証する書類
- ③ 学校教育法第89条に基づく卒業によらずに4年制薬学課程を卒業したことを証する書類
- ④ 大学院における薬学の課程の在学期間を証する書類
- ⑤ 医療薬学に係る科目及び大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第32条第3項の薬学実務実習を履修した大学における6年制薬学課程を修めて卒業するために必要な単位を修得していること及びその各単位の履修時期を証する書類
- ⑥ 履歴書（学歴、職歴を記載し、写真を貼り付けたもの）

(2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア 受験に関する書類は、令和6年1月4日（木曜日）から同月12日（金曜日）までに提出すること。

イ 受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、薬剤師国家試験運営本部事務所とする。

ウ ただし、下記に掲げる薬剤師国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道 ランスタッド・札幌支店  
 宮城県 ランスタッド・仙台支店  
 東京都 ランスタッド・試験監督事業部  
 愛知県 ランスタッド・名古屋伏見事業所  
 大阪府 ランスタッド・難波支店  
 広島県 ランスタッド・広島支店  
 香川県 ランスタッド・高松支店  
 福岡県 ランスタッド・福岡支店

エ 受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前9時から午前12時までと午後1時から午後5時までとする。

オ 受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和6年1月12日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ 受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

## (3) 受験手数料

ア 受験手数料は、6,800円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(4) 受験票の交付 受験票は、郵送により交付する。令和6年2月9日（金曜日）までに受験票が到着しない場合は、薬剤師国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

なお、卒業見込証明書をもって出願した者に対しては、在籍している大学を経由して交付する。

6 受験に伴う配慮 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者等で受験を希望する者は、令和5年11月30日（木曜日）までに薬剤師国家試験運営本部事務所に「国家試験の受験に伴う配慮事項申請書」を用いて郵送により申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

7 合格者の発表 試験の合格者は、令和6年3月19日（火曜日）午後2時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表するほか、合格者に対して合格証書を郵送する。

## 8 手続及び問い合わせ先

(1) 試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

薬剤師国家試験運営本部事務所 東京都江東区有明3丁目6番11号 T F Tビル東館7階 郵便番号135-0063 電話番号03(5579)6903

(2) 5の(2)のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄する薬剤師国家試験運営臨時事務所とする。

試験地	所	在	地
北海道	ランスタッド・札幌支店	国家試験係	北海道札幌市中央区北四条西4丁目1番3号 伊藤ビル5階
宮城県	ランスタッド・仙台支店	国家試験係	宮城県仙台市青葉区中央1丁目2番3号 仙台マークワン15階
東京都	ランスタッド・試験監督事業部	国家試験係	東京都江東区有明3丁目6番11号 T F Tビル東館7階
石川県 愛知県	ランスタッド・名古屋伏見事業所	国家試験係	愛知県名古屋市中央区栄1丁目24番15号 J P R名古屋伏見ビル2階
大阪府	ランスタッド・難波支店	国家試験係	大阪府大阪市浪速区難波中2丁目10番70号 パークスタワー10階
広島県	ランスタッド・広島支店	国家試験係	広島県広島市中区本通6番11号 明治安田生命広島本通ビル8階
徳島県	ランスタッド・高松支店	国家試験係	香川県高松市番町1丁目6番8号 高松興銀ビル8階
福岡県	ランスタッド・福岡支店	国家試験係	福岡県福岡市中央区天神1丁目6番8号 天神ツインビル9階